

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設 の 名称 静岡市地域福祉交流プラザ
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
- 3 指 定 期 間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

4 選定の経緯

(1) 公募

- ア 募 集 期 間 令和元年11月1日～令和元年12月2日
- イ 申請団体（順不同） 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

(2) 審査方法

ア 審査の種類

- (ア) 書 類 審 査 令和元年12月6日
- (イ) プレゼンテーション 令和元年12月6日

イ 審査委員会

- 委員長 吉永 幸生（福祉総務課長）
- 委 員 萩原 弘樹（障害福祉企画課長）
- 〃 繁田 昌宏（高齢者福祉課長）
- 〃 松井 準（静岡市葵区地区社会福祉協議会連絡会副会長）
- 〃 亀澤 義高（静岡市民生委員児童委員協議会常任理事会副会長）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名 称 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

(イ) 点 数 84点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 18,272千円

ウ 総 評 (選定の理由等)

静岡市社会福祉協議会は「地域福祉交流プラザ」の開設以来、約15年にわたり、指定管理者として管理運営を行っており、その中で、管理業務や地域福祉事業のノウハウや、近隣の地域団体とのネットワークを既に有している。

KPIである年間施設利用者数18,000人を達成するための具体的な対応策として、新規事業への取組や既存事業の拡充を行うことにより、新規利用者の獲得や、継続利用の促進することを事業計画の中に組み込んでいる。特に、新規事業として、毎月、様々なテーマで体験型の地域福祉交流事業を行うことにより、より多くの市民が地域福祉に関心を持つ機会を提供するとともに、一過性の活動で終わらないよう、参加者に定期的な情報発信や活動支援を行い、継続的な地域福祉活動につなげていくことで、地域福祉の向上を図っている。

組織内に経理課を設置し、経理実務を本部集中管理にて行う体制を構築することで、全社的に適正な財務管理を行えるよう努めている。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和2年3月19日

(6) 指 定 令和2年3月19日

(7) 公 告 令和2年3月25日